

邢昺『爾雅疏』について

野間 文 史

一 はじめに

本稿は邢昺『爾雅疏』の原資料についての考察である。したがって前稿『論語正義源流私攷』(本紀要第五一卷特輯号一)とは一連の論考ということになるであろう。前稿は、『論語正義』の原資料が梁・皇侃(四八八―五四五)『論語義疏』であるという通説に対し、先ず『論語正義』の中に唐の『五經正義』に一致する文章が多数あるという事実を指摘し、さらに『尚書正義』・『毛詩正義』・『春秋正義』に共通する著者による『論語』注釈書の存在を想定したうえで、これに該当するものとして隋・劉炫の『論語述議』を挙げ、これが『論語正義』の主要な原資料であるとの仮説を提出したものであった。

さて本稿で取り上げようとする『爾雅疏』は、『論語正義』・『孝經疏』とともに、北宋の眞宗(在位九九七―一〇二二)の勅命を承け、邢昺(九三八―一〇一〇)を主幹として編纂されたものである。前稿でも引用した南宋・王應麟(一二三二―一二九六)『玉海』によれば、『爾雅疏』は孫炎・高瑾の二人の義疏に基づいたということであり、いまだその原資料を考察する必要は無いかにも見えるのであるが、実際には後述するように、この説に問題が無いわけではない。前もって本稿の結論を述べるとするならば、『爾雅疏』の原資料はやはり『五經正義』だということになるであろう。そしてこの事実はすでに清儒の指摘するところでもあった。ただ本稿で引用する具体例を通して、『爾雅疏』の性格及びこれをめぐる諸問題がより明らかになれば幸いである。

二 先学の指摘

『玉海』（卷四十一・咸平孝經論語の条）には「爾雅は孫炎・高璉の疏を取り、約して之れを修む」と述べて、『爾雅疏』が二人の義疏に基づいたと主張するのであるが、実はこの記事には問題がある。それは邢昺自身の手に成る「爾雅疏序」が、数有る『爾雅』注の中で郭璞のものが最も優れていることを述べた後で、「其の義疏を爲る者には、則ち俗間に孫炎・高璉有るも、皆な淺近なる俗儒にして師匠を経ず」として退けているからである。なによりも編纂者自身によって否定されたものが原資料であったとは考えられない。我々は『玉海』の記事に拠るべきではなからう。

なお二人の義疏は『宋史』藝文志に「爾雅三卷郭璞注 孫炎爾雅疏十卷 高璉爾雅疏七卷 邢昺爾雅疏十卷」として著録されているが、現在ではともに亡佚しているため、そのことを確認する手だてがない。ちなみにこの孫炎は旧注の作者、魏・孫炎とは同名異人である。宋・陸佃（一〇四二—一一〇二）『埤雅』中に数例、「孫炎爾雅正義」として引用されているのがこの孫炎の義疏だということであるが、これを見る限り邢昺疏との係わりは全く無い。

ところで、『爾雅疏』に引用された郭璞以外の注釈書は、邢昺当時にはそのほとんどを亡佚していたのであるから、これらはすべて他の文献からの孫引きに係るものである。そして現在の輯佚書、たとえば『玉函山房輯佚書』に収録された『爾雅』旧注を調べてみると、『爾雅疏』所引のものは、おおむね他の文献にも引用されていることが確認できる。つまり現存する文献の中に『爾雅疏』の原資料を想定することが可能なのである。その主たる文献が『五經正義』に他ならない。そしてこの事実はずに清儒の指摘するところでもあった。

清朝考証学はとりわけ小学研究に多くの業績を挙げたが、経書の字書である『爾雅』についても、二つの優れた著作が我々に遺されている。一つは邵晉涵（一七四三—一七九六）の『爾雅正義』、もう一つは郝懿行（一七五五—一八二五）の『爾雅義疏』である。先ず邵氏は『爾雅疏』についてその序文で、

郭璞注のための義疏を著作したのものには、もと孫炎・高瑾の二家があるが、現在では伝わらない。邢昺の『爾雅疏』が宋初に編纂された際には、その多くの説を『毛詩正義』中から拾い集めて、それを自己の説としてしまった。ままた『尚書正義』・『禮記正義』から採ることもあるが、それでもやはり欠略が多い。

と批評している。これによれば『爾雅疏』は『毛詩正義』を主要な稿本としていることになるであろう。また郝氏遺書本『爾雅義疏』に付けられた宋翔鳳(一七七六一一八六〇)の序文には、

爾雅二十篇は訓故の淵海、五經の梯航^{ていこう}であるが、唐代に至ってからは郭景純の注のみを用いたため、漢学は伝承されなかつた。宋代になって邢氏が『爾雅疏』を編纂したが、唐人の『五經正義』からその説を取り、寄せ集めてこれを完成させたもので、漢学はいよいよ欠漏することとなつてしまつた。

という記述がある。双方ともに郭璞以前の旧注が『爾雅疏』の出現によつて失われたこと、『爾雅疏』には旧注が充分には生かされていないこと、そして『爾雅疏』が『五經正義』に基づいていること等を指摘している。

そこでこのたび筆者が『爾雅疏』を通読してみたところ、二つの序文が指摘するように、『爾雅疏』の中に『五經正義』の文章と一致・類似する例を多数見出し得たのである。以下、これらのうちから若干例を取り挙げることによる、『爾雅疏』の性格の一端及びこれをめぐる諸問題について考察してみたい。その体裁・方法は前稿と同じ。

三 尚書正義と爾雅疏

さて『五經正義』の順序としては先ず『周易正義』から挙げたいところであるが、実は今回『周易正義』中からは『爾雅疏』に一致する例を見出し得なかつた。『易』と『爾雅』との関係が無いというわけではないが、『周易正義』が名物・訓詁の書というよりは、むしろ議論の書であるということにも、その原因が有るのであろうか。

そこで『尚書正義』から、先ずは「釋詁」篇の例。

【爾雅疏 1-17a】

犯奢果毅剋捷功肩堪、勝也〔陵犯、誇奢、果毅、皆得勝也。左傳曰「殺敵爲果」。肩即尅耳。書曰「西伯堪黎」〕
○犯奢至勝也○釋曰、皆謂得勝也。舍人曰「肩、強之勝也」。孫炎曰「戡、勝之勝也」。陵犯誇奢、殺敵爲果、致果爲毅。尅殺、捷獲、有功、肩尅、堪任、是皆得勝也。

ここに引用されている舍人・孫炎二人の旧注は、おそらく左掲の『尚書正義』の二箇所から採録したものであろう。ちなみに前掲の邵氏『爾雅正義』・郝氏『爾雅義疏』はともに、旧注については『爾雅疏』所引に言及することなく、直接『五經正義』からの引用のみでその考証を展開しているのである。

【尚書正義 9-18b】

朕不肩好貨〔肩任也。我不任貪貨之人〕

○傳肩任至敬之○正義曰、釋詁云「肩勝也」。舍人曰「肩、強之勝也」。強能勝重、是堪任之義、故爲任也。

【尚書正義 10-12a】

作西伯戡黎〔戡亦勝也〕

○傳戡亦勝也○正義曰、「戡勝」釋詁文。孫炎曰「戡、強之勝也」。

ただし右のような旧注だけの出典としての例まで挙げるとなると、その数は膨大なものとなってしまふ。そこで本稿で『爾雅疏』と『五經正義』が一致する例として挙げるのは、その前後の文章をも含めて一致・類似するものに限ることとした（その境界線が曖昧なこともあるが）。そのような例だけを取り挙げると、『尚書正義』中には七例ほ

ど見出し得た。もっともこれらが「禹貢」篇のみに集中しているのが注目される。どうやら『爾雅疏』は『尚書正義』中からまんべんに採録したものではなさそうである。一例だけ「釋鳥」篇と一致するものを挙げよう。

【尚書正義 6-28a】

導渭自鳥鼠同穴〔鳥鼠共爲雌雄、同穴處此山、遂名山曰鳥鼠。渭水出焉〕

【爾雅疏 10-9b】

鳥鼠同穴、其鳥爲鶡、其鼠爲鼯〔鼯如人家鼠而短尾。鶡似鶡而小、黃黑色。穴入地三四尺。鼠在內、鳥在外。今在隴西首陽縣鳥鼠同穴山中。孔氏尚書傳云、共爲雌雄。張氏地理記云、不爲牝牡〕

○傳鳥鼠至出焉○正義曰、

釋鳥云「鳥鼠同穴、其鳥爲鶡、其鼠爲鼯」。

○鳥鼠同穴其鳥爲鶡其鼠爲鼯○釋曰、尚書禹貢云「導渭自鳥鼠同穴」、不言鳥獸之名、故此釋之也。

李巡曰「鶡鼯鳥鼠之名、共處一穴、天性然也」。

李巡云「鶡鼯鳥鼠之名、共處一穴、天性然也」。

郭璞曰「鼯如人家鼠而短尾。鶡似鶡而小、黃黑色。穴入地三四尺。鼠在內、鳥在外。今在隴西首陽縣、有鳥鼠同

郭云「鼯如人家鼠而短尾。鶡似鶡而小、黃黑色。穴入地三四尺。鼠在內、鳥在外。今在隴西首陽縣、鳥鼠同

穴山。尚書孔傳云、共爲雌雄。張氏地理記云、不爲牝牡」。

穴山中。孔氏尚書傳云、共爲雌雄。張氏地理記云、不爲牝牡」。郭氏並載此言、未知誰得其實也。

璞並載此言、未知誰得其實也。……………

この例では、「李巡」以下の文章が一致する。つまり『爾雅疏』は『尚書正義』をそのまま「釋鳥」解釈の文章として襲用しているのである。そのため『爾雅疏』の文章には無くもがなの郭璞注をそのまま残してしまったことに注目したい。なぜこういうのかといえ、たとえば『四庫提要』が、

惟だ既に注文を列するに、しかも疏中に時に其の文を複かまねて述べ、但だ「郭注云々」と曰ふのみにて、一字をも異にせず、亦た更に別に一語をも下さざるは、殆ど解すべからず。豈あひは其の初め、疏は注と別行せしか。今は未だ原刻を見ざれば、復た考ふべからず。

という疑問を投げかけているからである。しかしこの例のように郭注を重言した形に見えるのは、『爾雅疏』が『五經正義』の文章をそのまま襲用したという成立の事情のしからしむるところであつたのだ。『提要』はその事情に氣付いていないものと思われる。『爾雅疏』が本来注文と別行していたがために郭注の全文を引用したのではない。

なお前稿でも指摘したように、本末の關係にある『五經正義』と邢昺疏とであるならば、それぞれを互いの校勘の資料として利用することもまた可能であろう。清儒、浦鐘(？一七六二)の『十三經注疏正字』(『四庫珍本初集』所収では沈廷芳(一七〇二—一七七二)撰)はこれを充分に活用したものである。この例で浦氏は卷五・尚書注疏の条において、

「今在隴西首陽縣鳥鼠同穴山中」 「縣」下衍「有」字、「中」字脱。

「未知誰得其實也」 脱「其」字。

と校訂している(原文の圈点を参照)。つまり邢昺が見た『尚書正義』が、この条に関する限り、現行の『尚書正義』よりも正しい形を保っていたということになるであろうか。もっともこの条については、吉川幸次郎氏「讀尚書注疏記」(全集本二二卷)によつて、

「疏今在隴西首陽縣有鳥鼠同穴山」 浦氏盧氏は爾雅疏に據つて今在隴西首陽縣鳥鼠同穴山中に改める。案ずる

に此の疏の在字も上の沱潛既道の疏及び原隰底績の疏の在字と義を同じくするものであつて、邢疏は此の疏を襲

いながら其の詞氣に通ぜずして増損を爲したものと覺しい。邢に據って此の疏を改むるは却って非である。

というように否定されてはいる。吉川氏はまた別の論考で浦氏『十三經注疏正字』を批評して、「資料的には不備であるが、そうした不備の中にありながら、よく孔疏の原形を探りあてている所があり、思索の精、服すべきものがある。ただあまりに臆改に過ぎる個所があるのは、その欠点である。」(『東方文化研究所經学文学研究室毛詩正義校定資料解説』全集本十卷)と述べておられる。ただ『十三經注疏正字』を瞥見してみると、浦氏は改訂の根拠を挙げないことがよくあり、この例もやはりそれで、『爾雅疏』に拠って校訂したことを明言していない。したがって一概に臆改とは言えない場合も中には有るのではないか。筆者は前掲の吉川氏の言葉にも拘らず、ここでは浦氏の校訂が正しいと考える。というのも、吉川氏のような増損をなすほどには、邢昺は『五經正義』の文章・文意に手を加えていない、というのが筆者の印象だからである。邢昺がいかなる箇所に手を入れたかについては、後述の例からもおいおいと了解されることであろう。

四 禮記正義と爾雅疏

次いで『禮記正義』に移る。『爾雅疏』が『禮記正義』に一致する例として、全部で六例が有る。『禮記正義』の分量からすれば、『尚書正義』よりはるかに少ないといえよう。ただしその中の「釋天」篇に一致する一例は極めて長文である。紙幅の都合でこれを引用できないが、『爾雅疏』卷六の「釋天」冒頭は、阮刻本で最初の一葉から三葉を終えるまで、字数にしておよそ二八〇〇字前後、多少文章の順序が入れ替わったところ、省略したところはあるが、これが『禮記正義』卷十四「月令」篇冒頭の二・三・四葉までにそのまま一致するのである。前稿でも『論語正義』と『禮記正義』が七百六十字に亘って一致する例を挙げたが、これはゆうにその三倍以上にも及ぶ長文である。これだけの文章をそっくりそのまま『爾雅疏』としてしまうと、まことに驚くべき所行といわねばならない。『爾雅疏』

編纂の実態を象徴するものだといえようか。

これ以外の例として一つだけ、「王制」篇と「釋地」篇とが一致する例を挙げるに止めたい。

【禮記正義(21-28a・b)】

【爾雅疏(7-9a・b)】

中國戎夷五方之民、皆有性也。東方曰夷。……南方曰蠻。

九夷八狄七戎六蠻、謂之四海〔九夷在東、八狄在北、七

……西方曰戎。……北方曰狄。……

戎在西、六蠻在南。次四荒者〕

○中國至曰譯○正義曰……

○注九夷至荒者○釋曰、知在東西南北者、以曲禮云「其在東夷北狄西戎南蠻、雖大曰子」故也。

「東方謂之夷」者、風俗通云「東方人好生。萬物觶觸地

而出。夷者觶也。其類有九」。案風俗通云「東方人好生。萬物觶觸地

而出。夷者觶也。其類有九」。

而出。夷者觶也。其類有九」。

依東夷傳九種。

依東夷傳九種。曰吠夷・一夷・方夷・黃夷・白夷・赤夷・

玄夷・風夷・陽夷。

一曰玄菟。二曰樂浪。三曰高驪。四曰滿飾。五曰鳧更。

又一曰玄菟。二曰樂浪。三曰高驪。四曰滿飾。五曰鳧更。

六曰素家。七曰東屠。八曰倭人。九曰天鄙。

六曰素家。七曰東屠。八曰倭人。九曰天鄙。

「南方曰蠻」者、風俗通云「君臣同川而浴、極爲簡慢。

蠻者、風俗通云「君臣同川而浴、極爲簡慢。

蠻者慢也。其類有八」。

蠻者慢也。其類有八」。

李巡注爾雅云「一日天竺。二曰咳首。三曰僬僥。四曰跋

李巡云「一日天竺。二曰咳首。三曰僬僥。四曰跋

踵。五日穿胸。六曰儋耳。七曰狗軹。八曰旁春」。

踵。五日穿胸。六曰儋耳。七曰狗軹。八曰旁春」

「西方曰戎」者、風俗通云「斬伐殺生、不得其中。戎者

戎者、風俗通云「斬伐殺生、不得其中。戎者

兕也。其類有六」。

李巡注爾雅云「一日僂夷。二曰戎央。三曰老白。四曰耆羌。五日鼻息。六曰天剛」。

「北方曰狄」者、風俗通云「父子嫂叔、同穴無別。狄者辟也。其行邪辟。其類有五」。

李巡注爾雅云「一日月支。二曰穢貊。三曰匈奴。四曰單于。五日白屋」。

兕也。其類有六」

李巡 云「一日僂夷。二曰戎夫。三曰老白。四曰耆羌。五日鼻息。六曰天剛」。

狄者、風俗通云「父子嫂叔、同穴無別。狄者辟也。其行邪辟。其類有五」。

李巡 云「一日月支。二曰穢貊。三曰匈奴。四曰單于。五日白屋」。

案李巡所注爾雅本、「謂之四海」下、更三句云「八蠻在南方、六戎在西方、五狄在北方」、故得此解。孫炎郭氏諸本皆無此三句。

兩者を見比べてみると、先ず『禮記正義』で「李巡注爾雅云」とあるのが、『爾雅疏』では「李巡云」と書き改められていることが分かる。つまり『爾雅疏』では『爾雅』の疏としての体裁を整えるために、不必要な部分が削除され、手直しが施されている。そして最後の部分にテキストの異同についての記述が付け加えられた。おそらく邢昺による増損は、この程度のものではなかったかと予想される。いふならば必要最小限度の修正である。

もう一点、『爾雅疏』の方が「東夷傳」以下に一文多いことに気が付く。この部分については、阮元「禮記疏校勘記」によると、段玉裁は『後漢書』を根拠として、「九種」の下に「曰吠夷于夷方夷黄夷白夷赤夷玄夷風夷陽夷。李巡注爾雅云」の二十五字を補うべきだというし、盧文弨は『爾雅疏』を根拠として、「依東夷傳、夷有九種。曰吠夷于夷方夷黄夷白夷赤夷玄夷風夷陽夷」に作るべきだということである。盧氏は浦氏に拠ったものであろう、浦氏もま

た同様の校訂を施している。あるいは吉川氏のいわゆる臆改の例であるかも知れないが、先に述べたように邢昺の増損に係る部分はそれほど無かったのではないかとの予想からすれば、浦氏等のように『爾雅疏』を根拠として『禮記正義』を校訂することにも説得力が有るように筆者には思える。

五 春秋正義と爾雅疏

次は『春秋正義』である。邵晉涵は『毛詩正義』のほかには『尚書正義』（これは七例であった）と『禮記正義』（これは六例）を挙げるのみで『春秋正義』を言わない。ところが『春秋正義』の中からはこの二つの『正義』よりも多く、実に二十二例を見出し得た。邵氏がこれに言及しないのは不可解である。先ず「釋獸」篇に一致する例を挙げることにする。

【春秋正義S1-08b】

犀兕尚多

○犀兕尚多○正義曰、

釋獸云「犀似豕」。

郭璞曰「形似水牛、猪頭大腹痺脚、脚有三蹄、黑色三角、一在頂上、一在額上、一在鼻上、鼻上者食角也。小而

郭云「形似水牛、猪頭大腹痺脚、脚有三蹄、黑色三角、一在頂上、一在額上、一在鼻上、鼻上者即食角也。小而

不橢。好食棘。亦有一角者」。

不橢〔音墜〕。好食棘。亦有一角者」。

劉歆期交州記曰「犀出九德。毛似豕、蹄有甲。頭似馬」。

劉歆期交州記曰「犀出九德。毛如豕、蹄有甲。頭似馬」。

A 【爾雅疏10-16b】

犀似豕〔形似水牛、猪頭大腹痺脚、脚有三蹄、黑色三角、

一在頂上、一在額上、一在鼻上、鼻上者即食角也。小而

不橢。好食棘。亦有一角者〕

○犀似豕○釋曰、

吳録地理志云「武陵沅南縣以南皆有犀」。

吳録地理志云「武陵沅南縣以南皆有犀」。

B 【爾雅疏10-16a】

兕似牛（一角青色、重千斤）

釋獸云「兕似牛」。郭璞云「一角青色、重千斤」。

○兕似牛○釋曰、郭云「一角青色、重千斤」。

說文云「兕如野牛、青毛。其皮堅厚、可制鎧」。

說文云「兕如野牛、青毛。其皮堅厚、可制鎧」。

交州記曰「兕出九德。有一角、角長三尺餘。形如馬鞭柄」。

交州記曰「兕出九德。有一角、角長三尺餘。形如馬鞭柄」

是也。

右の例の『春秋正義』は一連の文章で、省略はない。一方『爾雅疏』は二箇所A・Bがこれに対応するのであるが、『爾雅疏』の本来の順序としてはB↓Aで、しかもこれは連続している。つまり『春秋正義』では「犀」・「兕」の順に説明しているが、『爾雅』本文は「兕」・「犀」の順だということ。そのため『春秋正義』を『爾雅疏』に編成し直した際に、少し不自然な箇所が生じることとなった。それは、『春秋正義』では二度ほど劉歆期（宋本作欣）『交州記』を引用するが、後の「兕」の説明の部分では著者名を挙げず、書名だけを記すにとどめているのは当然として、他方『爾雅疏』の場合は先ず書名のみが有り、後で著者・書名を挙げるといふ不手際を示していることである。こういう点からしても、邢昺が施した『五經正義』から『爾雅疏』への編成し直し作業の実態が推し量られるであろう。それは『爾雅疏』としての体裁を繕うための必要最小限度の修正であった。そしてまたこの例でも、郭璞注は『爾雅疏』には不必要である。もう一例、「釋天」篇の例を挙げよう。

【春秋正義 3 - 21b】

故春蒐夏苗秋獮冬狩〔蒐索擇取不孕者。苗爲苗除害也。獮殺也。以殺爲名、順秋氣也。狩圍取也。冬物畢成。獲則取之、無所擇也。〕

○注蒐索至擇也○正義曰、

爾雅釋天、四時之獵名與此同。說者皆如此注、故杜依用之。

周禮大司馬職「中春教振旅、遂以蒐田。中夏教芟舍、遂以苗田。中秋教治兵、遂以獮田。中冬教大閱、遂以狩田」。其名亦與此同。鄭玄解苗田、與此小異。

言「擇取不孕任者」、若治苗去不秀實者。孫炎亦然。

桓四年公羊傳曰「春曰蒐、秋曰蒐、冬曰狩」、三名既與禮異、又復夏時不田。

穀梁傳曰「四時之田、皆爲宗廟之事也。春日田、夏日苗、秋曰蒐、冬曰狩」皆與禮異者、良由微言既絕、曲辨妄生。

【爾雅疏 6 - 10b · 17a】

春獵爲蒐〔搜索取不任者〕夏獵爲苗〔爲苗稼除害〕秋獵爲獮〔順殺氣也〕冬獵爲狩〔得獸取之、無所擇〕

○春獵至講武○釋曰、此說田獵習武之事也。

云「春獵爲蒐、夏獵爲苗、秋獵爲獮、冬獵爲狩」者、此四時田獵之名也。

郭云「蒐搜索取不任者、苗爲苗稼除害、獮順殺氣也、狩得獸取之、無所擇」。

隱五年左傳文與此同。杜注云「蒐索擇取不孕者。苗爲苗除害也。獮殺也。以殺爲名、順秋氣也。狩圍取也。冬物畢成。獲則取之、無所擇也」。

周禮大司馬職「中春教振旅、遂以蒐田。中夏教芟舍、遂以苗田。中秋教治兵、遂以獮田。中冬教大閱、遂以狩田」。其名亦與此同。鄭玄解苗田、與此小異。

言「擇取不孕任者」、若治苗去不秀實者。孫炎亦然。

桓四年公羊傳曰「春曰蒐、秋曰蒐、冬曰狩」、三名既與禮異、又復夏時不田。

穀梁傳曰「四時之田、皆爲宗廟之事也。春日田、夏日苗、秋曰蒐、冬曰狩」皆與禮異者、良由微言既絕、曲辨妄生。

丘明親受聖師、

故獨與禮合。

左丘明親受聖師、爾雅者、或云子夏所作。故二者與禮合。

漢代古學不行、明帝集諸學士、作白虎通義。因穀梁之文、

漢代古學不行、明帝集諸學士、作白虎通義。因穀梁之文

爲之生說曰「王者諸侯所以田獵何、爲苗除害、上以共宗

爲之、其說曰「王者諸侯所以田獵何、爲苗除害、上以共

廟、下以簡集士衆也。春謂之田何、春歲之本、舉本名而

宗廟、下以簡集士衆也。春謂之田何、春歲之本、舉本名

言之也。夏謂之苗何、擇其懷任者也。秋謂之蒐何、蒐索

而言之也。夏謂之苗何、擇去懷任者也。秋謂之蒐何、蒐

肥者也。冬謂之狩何、守地而取之也。四時之田、總名爲

索肥者也。冬謂之狩何、守地而取之也。四時之田、總名

田何、爲田除害也」。

爲田何、爲田除害也」。

案苗非懷任之名、何云「擇去懷任」。秋獸盡皆不瘦、何

案苗非懷任之名、何云「擇去懷任」。秋獸盡皆不瘦、何

云「蒐索取肥」。雖名通義、義不通也。

云「蒐索取肥」。雖名通義、義不通也。

故先儒皆依周禮左傳爾雅之文、而爲之說。其名亦有意焉。

故先儒皆依周禮左傳爾雅之文、而爲之說。其名亦有意焉。

雖復春獵、獲則取之、不能擇取不孕。夏獵所取無多、不

雖復春獵、獲則取之、不能擇取不孕。夏獵所取無多、不

能爲苗除害。因時異而變文耳。

能爲苗除害。因時異而變文耳。

謂之獵者、蔡邕月令章句云「獵者捷取之名也」。

謂之獵者、蔡邕月令章句云「獵者捷取之名也」。

この例では、文字の若干の異同・郭璞注の重言の問題はさておき、『春秋正義』を『爾雅疏』の文章として修正している点が注目される。すなわち『春秋正義』では、『左傳』「独り」が『周禮』と一致するが、『公羊傳』と『穀梁傳』がこれに合わない理由を、『左傳』の著者左丘明が直接孔子から伝授されたからであると主張しているのに対し、これを承けた『爾雅疏』では、『爾雅』が孔子直弟子の子夏の著作であるという説を挙げ、それゆえ『左傳』・『爾雅』の「二者」が『周禮』に合致するのだ、というように補足修正を施している。

六 毛詩正義と爾雅疏

最後に『毛詩正義』である。すでに邵氏が『毛詩正義』の名を最初に挙げていたように、『爾雅疏』はその多くを『毛詩正義』に拠っている。筆者はその数八十七例を見出し得た。これは『爾雅』が經書の中でもとりわけ『毛詩』と密接な関係にあることにも拠るのであろう。これについては付録「爾雅注疏引書表」を参照されたい。郭璞注の引書のすべてが『爾雅』で取り上げられた文字の出典だというわけではないが、『毛詩』の一八三例は、『爾雅』と『毛詩』との関係の深さを示している。そのためもあってか『毛詩正義』と『爾雅疏』の一致する例の数は多い。これに三節の『尚書正義』の項の冒頭に挙げた例のような、旧注だけの出典としての『毛詩正義』の例まで数えると、右の八十七例のほかに、さらに二百八十余例を加えることができる。まさに『爾雅疏』の原資料は『毛詩正義』であるといっても過言ではない。

以上の中からわずかに二例だけであるが、以下に紹介してみよう。先ずは「釋器」篇の例。

【毛詩正義 7-1-4 a・b】

坎其擊缶、宛丘之道（蓋謂之缶）

○傳蓋謂之缶 ○正義曰、釋器文。

孫炎曰「缶瓦器」。郭璞曰「蓋盆也」。

此 一云「擊缶」、則缶是樂器。

易離卦九三「不鼓缶而歌、則大耋之嗟」。注云「良爻也、位近丑、丑上值弁星、弁星似缶。詩云坎其擊缶」、則樂

【爾雅疏 5-8 b・9 a】

蓋謂之缶（盆也）

○蓋謂之缶 ○釋曰、

孫炎云「缶瓦器」。郭 云「盆也」。

詩陳風云「坎其擊缶」、則缶是樂器。

易離卦九三「不鼓缶而歌、則大耋之嗟」。注云「良爻也、位近丑、丑上值弁星、似缶。詩云坎其擊缶」、則樂

器亦有缶。

又史記「藺相如使秦王鼓缶」、是樂器爲缶也。

案坎卦六四「樽酒簋二用缶」、注云「爻辰在丑、丑上值斗、可以斟之象。斗上有建星。建星之形似簋、貳副也。建星上有弁星。弁星之形又如缶。天子大臣、以王命出會諸侯、主國尊於簋副、設玄酒以缶」、則缶又是酒器也。

比卦初六爻「有孚盈缶」、注云「爻辰在末、上值東井。井之水、人所汲用缶。缶汲器」。

襄九年「宋災」、左傳曰「具綆缶備水器」、則缶是汲水之器。

然則缶是瓦器、可以節樂。若今擊甌、又可以盛水盛酒。即今之瓦盆也。

器亦有缶。

又史記「藺相如使秦王擊缶」、是樂器爲缶也。

案坎卦六四「樽酒簋二用缶」、注云「爻辰在丑、丑上值斗、可以斟之象。斗上有建星。建星之形似簋、貳副也。建星上有弁星。弁星之形又如缶。天子大臣、以王命出會諸侯、主國尊於簋副、設玄酒以缶」、則缶又是酒器也。

比卦初六爻「有孚盈缶」、注云「爻辰在末、上值東井。井之水、人所汲用缶。缶汲器」。

襄九年「宋災」、左傳曰「具綆缶備水器」、則缶是汲水之器也。

然則缶是瓦器、可以節樂。若今擊甌、又可以盛水盛酒。即今之瓦盆也。

兩者には若干の文字の異同があるが、浦鏗はそれぞれに次のような校訂を施している。ただ博覧の浦氏も、この条で『爾雅疏』と『毛詩正義』とが一致する事実、或は気付いていなかったかも知れない。しかしそれにもかかわらず、その校訂には正確なものが多いように思われる。左掲の前半は『十三經注疏正字』卷十二「毛詩注疏・陳風・宛丘」の条、後半は卷八十一「爾雅注疏・釋器」の条である。下に筆者の知見を付記した。

「爻辰在丑」 誤「位近丑」三字。

阮元校勘記はこれを非とする。

「藺相如使秦王鼓缶」 「鼓缶」史記作「擊缶」

「主國尊榦篡副」 「榦」誤「於」。從玉海校。

爾雅疏を参考にしていない。
阮元校勘記はこれを非とする。

「詩陳風云坎其擊缶」 「陳風」下當有「宛丘」二字。

必ずしも有ったとはいえぬ。

「九三良爻也、位近丑、丑上植弁星似缶」 脱「九三」及「弁星」四字。

後半は正しい。

「主國尊榦篡副」 「榦」誤「於」。

阮元校勘記はこれを非とする。

「比卦初六」 下衍「爻」字。

これは正しいであろう。

「爻辰在末」 「末」誤「木」。

これは正しい。

いずれにしても『爾雅疏』によって『毛詩正義』を訂正できる箇所が多いことが了解できるのであろう。なお『爾雅疏』の「井之水、人所汲用缶」の「井」字は單疏本(古逸叢書本)によって補った。やはり單疏本は善本である。さて最後の一例は「釋木」篇である。この例はほとんど旧注の引用のみから成るものであるが、『爾雅疏』が『毛詩正義』と同様、「某氏」・「郭璞」・「舍人」という順序で引用されている点、最後の「獨爲異也」というコメントが一致することから、これを八十七例のうちに入れておいた。また『爾雅疏』の「舍人曰」の「曰」字は單疏本によって補っている。

【毛詩正義12-3-7b】

譬彼壞木、疾用無枝(壞癩也。謂傷病也)

【爾雅疏9-7b】

癩木符婁(謂木病疴偃癩腫、無枝條)

○傳壞癩謂傷病○正義曰、釋木云「癩木符婁」。

○癩木符婁○釋曰、

毛詩	八七
春秋	二二
尚書	七
禮記	六
釋文	四

某氏曰「詩云、譬彼痲木、疾用無枝。符婁疋偃、内疾痲
 磊、故疾用無枝」。

某氏云「詩云、譬彼痲木、疾用無枝。符婁疋偃、内疾痲
 磊、故疾用無枝」。

郭璞曰「謂木病疋偃癭腫、無枝條者」。

郭云「謂木病疋偃癭腫、無枝條」。

舎人曰「符婁屬下句」、獨爲異也。

舎人曰「符婁屬下句」、獨爲異也。

七 おわりに

以上、「爾雅疏」と『五經正義』とが一致する例を若干数紹介してきた。全体からいえばほんのわずかの例であつたが、その全数は次頁表の通りである(具体的箇所指摘は紙幅の都合で省略せざるを得なかつた)。これ以外の『周易正義』・『公羊疏』・『穀梁疏』・『周禮疏』・『儀禮疏』からはその例を見出すことはできなかつた。ただしこの表からも分かるように、これに『經典釋文』を付け加えるべきではあるうが、『爾雅疏』の原資料が『五經正義』であるとの清儒の指摘は、おおむね正しいことが確認できた。

すなわち邢昺は『五經正義』の中から『爾雅』の疏として適当な材料を丹念に収集したのである。しかしその作業はそれほど困難であつたわけではない。そもそも『爾雅』は經書を解釈するうえでの字書である。だから『爾雅』に取り上げられた文字はほとんどが經書中に見出し得る。そしてその大部分はすでに郭璞注によつて探究されているのである(付録表参照)。つまり郭注を手係りに容易に經書本文を遡及追跡できるのであつて、邢昺はその箇所『五經正義』を引いてくれればよかつたわけである。この点が『論語正義』の場合とは異なる。

ただ付録「爾雅注疏引書表」の「郭注」の項と、右表を見比べてみると、『爾雅』が五經をはじめ『周禮』・『儀禮』・『公羊傳』等との関係も予想されるのに対し、『爾雅疏』はほとん

ど『毛詩正義』と『春秋正義』の両正義を中心にその材料を収集していることがわかる。つまり『五經正義』全体からまんべんに採録したのではない。『爾雅疏』の旧注輯佚に遺漏があるのは、清儒の不満とするところであった。

なお行論の途中でしばしば浦鐘『十三經注疏正字』に言及した。この書物は阮元の校勘記以前の著作であり、阮元もその成果を踏まえてはいるものの、いまなお我々に有益な校訂資料を提供してくれる良書だといえよう。

最後に前稿と本稿とを併せて、次のようなことが言えるのではあるまいか。すなわち六朝時代の「義疏」は、唐初に『五經正義』としてまとめられて完結したかに見えたが、唐末五代を経て北宋初めに至り、印刷刊本として、おそらくより多くの読者を得、さらにはまた『論語正義』・『爾雅疏』（そして『孝經疏』）として装いを新たに再生させられることとなった。邢疏は依然として漢唐訓詁の学の段階にとどまっているのである。道学の祖といわれるかの周敦頤が生まれるのは、『爾雅疏』が修定された咸平四年（一〇〇一）よりさらに十八年の後のことであった。

付録・爾雅注疏引書表

毛傳	詩序	大序	毛詩	洪範五行傳	尚書大傳	逸書	孔安國	鄭玄注	馬融注	尚書序	尚書	歸藏易	京房易傳	韓康伯	鄭玄注	馬融注	周易		
6			183	1	1	1				1	55	1						10	郭注
191	9	1	975	1	4	1	32	9	1	7	196	1	3	1	6	1		49	邢疏
三禮圖	禮統	大戴禮	月令章句	深衣目錄	鄭玄注	禮記	鄭玄注	儀禮	鄭玄注	鄭衆注	杜子春	周禮	魯詩	韓詩	陸機疏	王基注	王肅注		鄭玄箋
			5			23		9				13	1	1					2
6	2	6	2	1	47	178	26	42	68	15	2	111	1	5	98	1	5	118	
孝經	趙岐注	孟子	子注	鄭玄注	論語	注	穀梁傳	何休注	公羊傳	劉炫疏	王肅注	杜預注	服虔注	賈逵注	左傳	春秋經	禮辭名記	禮三朝記	
			5		5		4		20						27	1			
2	4	63	2	1	43	1	12	11	34	1	1	39	3	3	151	17	1	1	
字書	徐鉉	徐鍇	說文	經典釋文	鄭志	駁異義	五經異義	白虎通	爾雅顧氏注	爾雅郭音義	爾雅謝氏注	爾雅孫炎注	爾雅李巡注	爾雅樊光注	爾雅某氏注	爾雅舍人注	健爲文學注	爾雅劉歆注	
												1	1	1	2				
6	1	2	72	2	3	1	2	4	234	264	354	474	164	154	17	16	85	13	1

後漢書	顏師古	臣瓚注	孟康注	應劭注	漢書	史記	緯書	郭璞注	方言	廣雅	釋名	小爾雅	聲類	埤蒼	三蒼	蒼頡篇	字林	字苑
					2	3	1		9	17						1		
2	3	1	1	2	56	14	24	8	78	52	20	9	1	4	3	4	36	1
西征記	太康地記	張氏地理志	吳錄地理志	交州記	獨斷	古史考	韋昭注	賈逵注	國語	續漢書	東觀漢記	汲冢竹書	孔晁注	周書	世本	晉灼注	晉書	注
		1							16			1		2				
1	2	1	1	2	1	1	10	1	26	1	1	1	1	5	9	1	3	1
司馬法	孫子	法言	郭璞注	穆天子傳	郭注圖讚	山海經	呂氏春秋	尸子	韓子	管子	列子	郭象注	莊子	老子	晏子春秋	孔子家語	別錄	崑崙山記
				2		14	1	7		1			1		1	1		
18	1	1	15	58	15	38	30	7	1	2	2	1	10	2	1	1	1	1
士逸注	楚辭	抱朴子	玄中記	博物志	古今注	琴操	風俗通	論衡	許慎注	淮南子	瑞應圖	周髀	今注	別本注	唐本注	唐隱居注	陶注	神農本草經
	2									1								7
2	9	1	1	4	15	2	9	25	2	1	1	28	2	33	15	2	33	59

On The Er-ya-shu 爾雅疏

Fumichika NOMA

This present paper is a study The Er-ya-shu compiled by Xing-Bing 邢昺. In conclusion, I point out the fact that The Er-ya-shu have many the same contents of commentary as The Wujing-Zhengyi 五經正義, especially, as The Maoshi-Zhengyi 毛詩正義 and The Chunqiu-Zhengyi 春秋正義 have.